（地方自治法の一部改正）

第十六条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）	第三十九条の規定により市町村が処理することとされている事務

（住民基本台帳法の一部改正）

第十七条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中七十七の十三の項を七十七の十四の項とし、七十七の十二の項の次に次のように加える。

七十七の十三　厚生労働省及び日本年金機構又は地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会、国家公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による同法第二条第一項の老齢年金生活者支援給付金、同法第十条第一項の補足的老齢年金生活者支援給付金、同法第十五条第一項の障害年金生活者支援給付金又は同法第二十条第一項の遺族年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（社会保険労務士法の一部改正）

第十八条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六の二　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）（日本年金機構法の一部改正）	

第十九条　日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項中「若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」を「、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）」に改める。

第二十六条第二項中「若しくは船員保険法」を「、船員保険法若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に改める。

第二十七条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　年金生活者支援給付金の支給に関する法律第四十一条第一項に規定する権限に係る事務、同法第四十六条第一項に規定する事務及び同法第四十七条第一項に規定する収納を行うこと。

第三十八条第五項第二号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく年金生活者支援給付金の支給に関する事務

第三十八条第五項第三号中へをトとし、ハからホまでをニからヘまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく年金生活者支援給付金の支給に関する事務の運営に関する事務のうち、法令の規定により厚生労働大臣又は機構以外の者が行うこととされているもの

第四十八条第一項中「又は船員保険法」を「、船員保険法又は年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に改める。

附則第十八条第三項中「若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」を「若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）」に、「、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）」を「、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）」に、「若しくは船員保険法」を「若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に、「、船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」を「、年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に、「又は船員保険法」を「又は年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に改める。

（日本年金機構法の一部改正に伴う調整規定）

第二十条　施行日が子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号。以下「整備法」という。）の施行の日前である場合には、整備法第六十条のうち日本年金機構法附則第十八条第三項の改正規定中「船員保険法」とあるのは、「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」とする。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第二十一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第　　号。以下「番号利用法」という。）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

九十五　厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第二に次のように加える。

百十八　厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第二十二条　施行日が整備法の施行の日前である場合には、前条のうち、番号利用法別表第一の改正規定中「九十五」とあるのは「九十四」と、番号利用法別表第二の改正規定中「百十八」とあるのは「百十七」とし、整備法第六十五条のうち、番号利用法別表第一の改正規定中「同表に」とあるのは「同表中九十四の項を九十五の項とし、九十三の項の次に」と、番号利用法別表第二の改正規定中「同表に」とあるのは「同表中百十七の項を百十八の項とし、百十六の項の次に」とする。

（政令への委任）

第二十三条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　樽床　伸二
厚生労働大臣　三井　辨雄

政令

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年十一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百七十八号

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。